令和5年5月29日 課 名 地域政策局交通対策担当 担当者 担当課長 藤井 内 線 2617

広島県地域公共交通ビジョン(骨子)の策定について

1 要旨

県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」(以下、「ビジョン」という。) 骨子を別紙1のとおり策定したため、報告する。

2 ビジョン策定の現状・背景

- 人口減少・コロナ禍等、社会構造の変化による移動需要の減少
- 高齢化の進展等による顕在的・潜在的な移動困難者の増加
- 運転士不足等による交通サービスの持続可能性の低下
- 環境意識の高まりや頻発する大規模災害時における地域公共交通の位置づけの見直し

3 ビジョンの概要

(1) 計画期間

令和6年度~令和10年度(5年間)※今回新たに策定

(2) 策定に当たっての考え方

本県における公共交通の目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を示すとともに、 県の施策や KPI を取りまとめる。

(3) 検討体制

広島県地域公共交通協議会(参考資料のとおり)

(4) 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

4 策定に向けた検討状況

(1) 協議会の開催状況(令和4年度)

第1回(5/12):協議会設立、今後の進め方

第2回(9/5):公共交通の現状と課題、地域の類型化

第3回(12/1):公共交通の目指す姿

第4回(3/20):基本方針・施策の方向性

- (2) 協議内容 ※詳細は別紙2のとおり
 - 県内交通の現状と課題を踏まえ、本県の地域公共交通における目指す姿(県全体) を設定するとともに、県内を6つの地域類型に分類し、それぞれの移動特性に応じた 目指す姿を設定
 - ロジックツリーを用いて問題を構造化した上で、相互の因果関係が悪循環に陥っている箇所に対する打ち手(=基本方針)を設定
 - ⇒ これらを踏まえて、ビジョンの骨子をとりまとめた。

5 その他 (関連情報)

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/267/koukyoukoutukyougikai.html

(県 HP: 広島県地域公共交通協議会)